

# 信書便制度・事業説明会を香川で開催

## 《「利用者向け」と「参入希望者及び事業者向け」の2部構成》

四国総合通信局(局長 村松 茂)は、平成30年11月2日(金)、高松市内のサンポートホール高松で「信書便制度・事業説明会」を開催しました。

信書便事業は、平成15年4月から「民間事業者による信書の送達に関する法律」により従来の郵便事業とは別の事業として制度化されています。四国4県では11者が「特定信書便事業者」として許可を受けており、信書便の送達サービスを提供しています。

説明会は信書便の利用が見込まれる企業等に対して信書や信書便制度の概要、信書便事業の現状とサービス事例等について説明する「利用者向け」のものと、既存の特定信書便事業者や信書便事業への参入に関心がある方に対して、特定信書便事業の申請届等、具体的な手続について説明する「参入希望者及び事業者向け」のもの、2つを開催しました。「利用者向け」説明会には30名、「参入希望者及び事業者向け」説明会には6名の計36名が参加しました。

「利用者向け」説明会では「知っておきたい信書のルール」の動画を交え、「信書」に該当する文書の例や「信書」の送達方法、四国4県の特定信書便事業者の参入状況や活用例などについて、「参入希望者及び事業者向け」説明会では特定信書便事業の開始までの申請の手続き、事業開始後の手続きや定期報告などの遵守事項などについて、四国総合通信局 三浦 晋一郎信書便監理官から説明しました。

参加者全員を対象に行ったアンケートからは、「信書に該当する具体例をもっと知りたい」「信書便の違反事例と罰則」「特定信書便事業者の申請書などの記載内容についてもっと詳しく知りたい。」といったご意見が寄せられました。

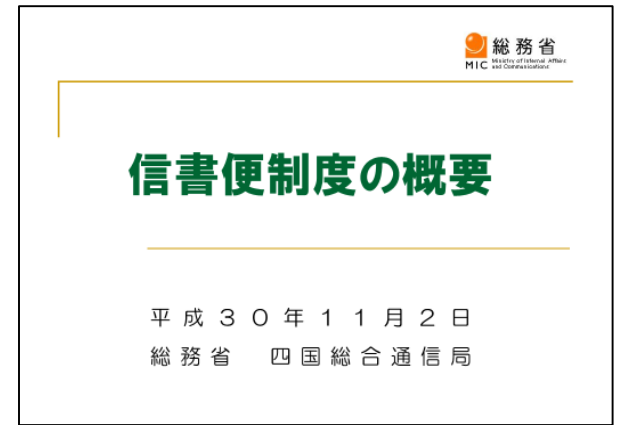
四国総合通信局では信書便制度をより一層理解していただくための周知活動の一環として、このような説明会を定期的に四国四県で開催しています。高知県では昨年3月に高知市で開催、徳島県では今年2月に徳島市で開催、愛媛県では来年11月頃に松山市で開催する予定です。

「信書便制度が知りたい」「信書便事業への参入を考えている」といった地方自治体、企業等からご要望をいただければ、日程を調整の上、個別に訪問してご説明いたします。信書便制度の説明会につきましても、今回のアンケート結果も参考によりよい説明会の開催に向け取り組んで参ります。

<説明会の模様>



<配布した資料の一部>



[http://www.soumu.go.jp/yusei/pdf/100628\\_01.pdf](http://www.soumu.go.jp/yusei/pdf/100628_01.pdf) <http://www.soumu.go.jp/yusei/pdf/tokutei.pdf>

お問い合わせ先: 総務部信書便監理官 089-936-5031